

平成 26 年

小松島市議会 6 月定例會議議案書

平成 26 年 6 月 10 日開会

目 次

(P)

議案第 48 号	小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について	3
議案第 49 号	小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について	6
議案第 50 号	小松島市公共下水道雨水ポンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	8
報告第 1 号	専決処分の報告について（小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	10
報告第 2 号	専決処分の報告について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	22
報告第 3 号	専決処分の報告について（平成 25 年度小松島市一般会計補正予算（第 6 号））	27
報告第 4 号	専決処分の報告について（平成 25 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号））	31
報告第 5 号	専決処分の報告について（平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））	34
報告第 6 号	平成 25 年度小松島市一般会計繰越明許費の繰越報告について	37
報告第 7 号	平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越報告について	39
報告第 8 号	平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計事故繰越しの繰越報告について	41
報告第 9 号	平成 25 年度小松島市水道事業会計予算の繰越報告について	43
報告第 10 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	45
報告第 11 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	47
報告第 12 号	平成 26 年度小松島市土地開発公社事業計画に関する報告について	49

議案第48号

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年6月10日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

小松島市火災予防条例(昭和37年小松島市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章避難管理（第35条～第42条）」を
「第5章避難管理（第35条～第42条）
第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2～第42条の3）」に改める。

第1条中「第4条第2項の規定に基づき公衆の出入する場所等の指定について、法」を削る。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9) の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合

にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに），前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第49条に次の1号を加える。

- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年7月4日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後的小松島市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しない。

議案第49号

小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について

小松島市身近な運動広場条例（昭和56年小松島市条例第17号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年6月10日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例

小松島市身近な運動広場条例(昭和56年小松島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表赤石運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

議案第 50 号

小松島市公共下水道雨水ポンプ場の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

小松島市公共下水道雨水ポンプ場の設置及び管理に関する条例（平成
19 年小松島市条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 6 月 10 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市公共下水道雨水ポンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

小松島市公共下水道雨水ポンプ場の設置及び管理に関する条例（平成19年小松島市
条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

名称	位置
小松島雨水ポンプ場	小松島市小松島町字港口1番地の2
外開雨水ポンプ場	小松島市小松島町字外開7番地の10の地先
勢合雨水ポンプ場	小松島市田野町字赤石南288番地の1

」を

「

名称	位置
小松島雨水ポンプ場	小松島市小松島町字港口1番地の2
外開雨水ポンプ場	小松島市小松島町字外開7番地の10の地先
勢合雨水ポンプ場	小松島市田野町字赤石南288番地の1
金磯南雨水ポンプ場	小松島市金磯町字土手町1番地の3

」に

改める

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

専決第1号

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の
一部を別紙のように改正する。

平成26年3月31日専決

小松島市長 濱田保徳

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

平成26年3月31日
小松島市条例第29号

第1条 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「法人税に」を「法人税に」に、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に、「当該各号」を「当該各号」に改める。

第82条第1号ア中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,400円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「2,400円」に改め、同号エ中「3,000円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア

を次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第82条第3号中「4,800円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「第36条の2第1項」を「、第36条の2第1項」に、「送達されるとき」を「送達される時」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

1 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当

所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下)を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」と

いう。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第19条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもつ

て当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第19条の4から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条から第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とする。

第2条 小松島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

第3条 小松島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第19条の3を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例（以下この条並びに次条第3項及び第5項において「税条例」という。）附則第19条の3の改正規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条中税条例第34条の4の改正規定及び次条第8項の規定 平成26年10月1日
- (3) 第1条中税条例附則第4条の2の改正規定、附則第22条から第23条までを削る改正規定及び附則第24条を附則第22条とする改正規定、第2条中税条例第19条の3第2項の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (4) 第1条中税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (5) 第1条中税条例附則第20条の4第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）、第2条中税条例附則第21条の2の改正規定及び次条第6項の規定 平成28年1月1日
- (6) 第1条中税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第7項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (7) 第1条中税条例第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 平成28年10月1日
- (8) 第1条中税条例第33条第5項、附則第7条の4、第16条の3、第19条、第19条の2及び第19条の4から第20条の5までの改正規定（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）並びに第3条及び次条第5項の規定 平成29年1月1日
- (9) 第1条中税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の税条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 5 新条例第33条第5項、附則第7条の4、第16条の3、第19条、第19条の2及び第19条の4から第20条の2までの規定並びに第3条の規定による改正後の税条例附則第19条の3の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固

定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3, 900円	3, 700円
	6, 900円	6, 600円
	10, 800円	8, 600円
	3, 800円	3, 600円
	5, 000円	4, 800円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3, 900円	3, 700円
	6, 900円	6, 600円
	10, 800円	8, 600円
	3, 800円	3, 600円
	5, 000円	4, 800円

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田 保徳

専決第2号

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月31日専決

小松島市長 濱田 保徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成26年3月31日

小松島市条例第30号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第24条第1項中「140,000円」を「160,000円」に、「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附則第3項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第7項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削る。

附則第10項を附則第8項とする。

附則第11項を削る。

附則第12項を附則第9項とする。

附則第13項を附則第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第3項及び附則第6項から第15項までの改正規定並びに次条第

2項の規定 平成29年1月1日

(適用区分)

第2条 この条例（第2条第3項及び第4項、第18条第1項並びに第24条第1項の改正規定に限る。）による改正後的小松島市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 この条例（第2条第3項及び第4項、第18条第1項並びに第24条第1項の改正規定を除く。）による改正後的小松島市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年度小松島市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

専決第3号

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第6号）

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,335,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の補正是、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成26年3月31日専決

小松島市長 濱田保徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 交 付 税		3,693,049	510,000	4,203,049
	1 地 方 交 付 税	3,693,049	510,000	4,203,049
歳 入 合	計	14,825,954	510,000	15,335,954

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸 支 出 金		205,326	510,000	715,326
	2 基 金 費	202,326	510,000	712,326
歳 出 合	計	14,825,954	510,000	15,335,954

第 2 表 繼 越 明 許 費 補 正

1 変更

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			変更前の額	変更後の額
⑨ 消防費	1 消防費	消防・救急無線デジタル化整備事業	61,000	28,000
⑩ 教育費	7 保健体育費	ゲートボール・グラウンドゴルフ場整備事業	16,678	15,491

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

専決第4号

平成25年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決

小松島市長 濱田 保徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業費		8,801,118	0	8,801,118
	2 競輪開催費	8,595,398	△100,224	8,495,174
	3 諸支出金	69,646	100,224	169,870
歳出合計		8,809,962	0	8,809,962

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

専決第5号

平成25年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の補正是、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成26年3月31日専決

小松島市長 濱田 保徳

第 1 表 繼 越 明 許 費 補 正

1 変更

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			変更前の額	変更後の額
① 下水道費	1 建設費	公共下水道建設事業	142,940	142,104

報告第6号

平成25年度小松島市一般会計繰越明許費の
繰越報告について

平成26年度に繰越した平成25年度小松島市一般会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

平成25年度小松島市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入	未収入	特定財源	一般財源
					特定財源	国県支出金	地方債	
③民生費	3児童福祉費	子ども・子育て支援新制度 電算システム導入事業	3,591	3,591		3,591		
③民生費	2老人福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 (補正予算関連)	6,975	6,975		6,975		
⑧土木費	3道路橋梁費	社会资本整備総合交付金事業 (総合整備計画)	34,921	34,921		19,206	15,600	115
⑧土木費	3道路橋梁費	社会资本整備総合交付金事業 (防災・安全整備計画)	27,041	27,041		14,872	12,100	69
⑧土木費	7都市計画費	県営事業負担金	789	789				789
⑧土木費	7都市計画費	金磯地区避難路整備事業	30,000	30,000		15,000	15,000	
⑧土木費	7都市計画費	金磯地区まちづくり事業	10,066	10,066			7,900	2,166
⑧土木費	7都市計画費	高速道路対策事業	19,692	19,692		5,100	13,700	892
⑨消防費	1消防費	消防施設整備事業	28,400	28,400			28,400	
⑨消防費	1消防費	消防・救急無線デジタル化整備事業	28,000	28,000			26,000	2,000
⑨消防費	1消防費	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業	67,836	67,836		38,918	25,800	3,118
⑩教育費	2小学校費	小学校施設修繕費	5,000	5,000			3,700	1,300
⑩教育費	3中学校費	新中学校建設事業	84,477	84,477			60,400	24,077
⑩教育費	7保健体育費	ゲートボール・グラウンドゴルフ場整備事業	15,491	15,491			11,600	3,891
⑩教育費	7保健体育費	市立体育館施設修繕費	6,620	6,620				6,620
合計				368,899	368,899		103,662	220,200
								45,037

平成26年5月30日調製

報告第 7 号

平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計
繰越明許費の繰越報告について

平成 26 年度に繰越した平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 10 日報告

小松島市長 濱田 保徳

平成25年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款 項	事 業 名	金 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
				既収入	未収入	特定財源		
				特定財源	国県支出金	地方債	その他	
①下水道費	1建設費 公共下水道建設事業	142,104	142,104		54,220	81,900		5,984
	合 計	142,104	142,104		54,220	81,900		5,984

平成26年5月30日調製

報告第 8 号

平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計
事故繰越しの繰越報告について

平成 26 年度に繰越した平成 25 年度小松島市公共下水道事業特別会計事故繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 10 日報告

小松島市長 濱田 保徳

平成25年度小松島市公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の財源		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入	特定財源	一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
①下水道費	1建設費	公共下水道建設事業	1,352,362	1,286,382	65,980		65,980		32,990	32,900		90	工法変更等に伴い工事が遅延したため
合計				1,352,362	1,286,382	65,980		65,980		32,990	32,900		90

平成26年5月30日調製

報告第9号

平成25年度小松島市水道事業会計予算の繰越報告について

平成26年度に繰越した平成25年度小松島市水道事業会計繰越額について別紙のとおり報告を受けたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

平成25年度小松島市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな御資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	緊急遮断弁整備事業	72,300	0	72,300	20,000	0	52,300	0	0	既存施設の調査及び設置箇所の検討に不測の日時を要したため
資本的支出	建設改良費	中田浄水場整備計画策定事業	23,000	5,164	15,984	0	0	15,984	1,852	0	検討事項の増による
合 計			95,300	5,164	88,284	20,000	0	68,284	1,852	0	

報告第10号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分した
ので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

損害賠償額の決定について

市施設内の財物事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 82,795円

当事者 小松島市

相手方 徳島市在住の女性

事故発生年月日 平成26年 4月 4日

事故発生場所 小松島市横須町2番14号

事故の概要 小松島市教育委員会駐車場内に駐車していた相手方の車に、車から約10メートル離れた場所にある浄化槽の蓋として使用している鉄板（縦116cm×横91cm）が強風に飛ばされ激突した。その結果、車両の左側面の窓枠及びドアに、数カ所の傷がついた。

平成26年 5月14日専決

小松島市長 濱田保徳

報告第11号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分した
ので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 50,340円

当事者 産業振興課職員

相手方 小松島市大林町在住の女性

事故発生年月日 平成26年5月8日

事故発生場所 小松島市小松島町字高須36番地

事故の概要 南小松島小学校内の駐車場にて、後進により車両を出す際、本市車両の右前方部を停車中の相手方車両右前方部に接触させたもの。

平成26年5月21日専決

小松島市長 濱田保徳

報告第12号

平成26年度小松島市土地開発公社事業計画に
関する報告について

小松島市土地開発公社より、別紙のとおり平成26年度事業計画に関する書類の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日報告

小松島市長 濱田保徳

平成26年度 事業計画

公有地の拡大の推進に関する法律の定めるところにより、平成26年度小松島市土地開発公社の事業計画を、次のとおり定める。

区分	事業計画内容	予定額(千円)
1. 土地の取得	公共用地の取得については、小松島市と協議のうえ、適宜行う事が出来る。	80,000
	合 計	80,000

第1表

平成26年度 収入支出予算

収 入

(単位：千円)

款	項	予 定 額	備 考
1 事業収益		0	
	① 土地売却収入	0	
	② 事務費収入	0	
2 借 入 金		80,000	
	① 借 入 金	80,000	
3 繰 越 金		2,620	
	① 繰 越 金	2,620	
4 事業外収入		1	
	① 利 息 収 入	1	
	② 雜 収 入	0	
5 流動負債		30,000	
	① 一時借入金	30,000	
合 計		112,621	

支 出

(単位：千円)

款	項	予 定 額	備 考
1 事業原価		80,000	
	① 先行取得用地費	80,000	
2 管 理 費		182	
	① 一般管理費	182	
3 借入金償還金		30,000	
	① 借入金償還金	30,000	
4 予 備 費		2,439	
	① 予 備 費	2,439	
合 計		112,621	

収入支出予算実施計画

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	金額	備考
1 事業収益			0	
	1 土地売却収入		0	
		1 土地売却収益	0	
	2 事務費収入		0	
		1 事務費収益	0	
2 借入金			80,000	
	1 借入金		80,000	
		1 借入金	80,000	
3 繰越金			2,620	
	1 繰越金		2,620	
		1 繰越金	2,620	
4 事業外収入			1	
	1 利息収入		1	
		1 受取利息	1	
	2 雜収入		0	
		1 雜収入	0	
5 流動負債			30,000	
	1 一時借入金		30,000	
		1 借入金	30,000	
収入合計			112,621	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	備考
1 事業原価				80,000	
	1 先行取得用地費			80,000	
		1 買収土地		0	
		2 代行用地		80,000	
2 管理費				182	
	1 一般管理費			182	
		1 人件費		60	
		報酬		60	
		給料		0	
		共済費		0	
	2 事務局費			122	
		旅費			
		報償費			
		賃金			
		備消品費			
		燃料費			
		食糧費			
		修繕費			
		支払利息費		6	
		通信運搬費			
		委託料		35	
		公課費		80	
		原材料費			
		雜費		1	
3 借入金償還金				30,000	
	1 借入金償還金			30,000	
		1元金償還金		30,000	
4 予備費				2,439	
	1 予備費			2,439	
		1 予備費		2,439	
支 出 合 計				112,621	

借入金

(単位 : 千円)

目的	限度額	借入方法	利 率	償還方法
土地の先行取得 造成及び付帯工事並びに運用資金	80,000	証書借入	年利 3.0%以内	1カ年据置 5年以内償還 但し、繰上償還する ことが出来るものとする。
合 計	80,000			

一時借入金

(単位:千円)

目的	限度額	借入方法	利 率	償還方法
運用資金	15,000	証書借入		平成26年度末に 阿波銀行からの一時借入金にて返済
返済金	15,000	証書借入	年 2.175%	平成27年度の 市運用資金にて 返済

債務に関する計算書

長期借入金

(単位:千円)

借入金	前事業年度末債務額	本事業年度の債務額	計	本事業年度額		本年債務	事業末額
				債務によるもの	小計		
前事業年度繰入予定額	0	0	0	0	0	0	0
本年度の借入予定額	0	80,000	80,000	0	0	80,000	
合計	0	80,000	80,000	0	0	80,000	

平成25年度 小松島市土地開発公社予定損益計算書

平成25年4月1日～平成26年3月31日

(単位：千円)

1 事業収益	0
①土地売却収入	0
②事務費収入	0
2 事業費用	0
土地売却原価	0
3 管理費	1,72
①人件費	60
②事務局費	112
4 事業外収益	1
①利息収入	1
②雑収入	0
5 特別利益	0
当期純利益	△1,71

平成25年度 小松島市土地開発公社予定貸借対照表

平成26年3月31日

(単位:千円)

資産の部

1 流動資産

①現金預金	-----	2, 620
②未収金	-----	0
流動資産合計	-----	2, 620

2 事業資産

1 先行取得用地

①買収土地	-----	0
②造成土地	-----	19, 490
③調査	-----	0
④代行用地	-----	0

2 建設工事勘定

①土地費	-----	0
------	-------	---

事業資産合計

----- 19, 490

3 固定資産

1 基本資産

①基本資産	-----	10, 890
-------	-------	---------

2 有形固定資産

①工具器具備品	-----	0
---------	-------	---

工具器具備品

減価償却引当金	-----	0
---------	-------	---

固定資産合計

----- 10, 890

資産合計 ----- 33, 000

(単位：千円)

負債の部

4 流動負債

①一時借入金	15,000
②前受金	0
流動負債合計	15,000

5 固定負債

①銀行借入金	0
固定負債合計	0

負債合計

15,000

資本の部

6 基本財産

①基本財産	10,890
基本財産合計	10,890

7 準備金

①当年度末準備金	7,110
前期繰越準備金	7,281
当年度繰越準備金	0
当期純利益	△171
準備金合計	7,110

資本合計

18,000

負債・資本合計

33,000

平成26年度 小松島市土地開発公社予定損益計算書

平成26年4月1日～平成27年3月31日

(単位：千円)

1 事業収益	0
①土地売却収入	0
②事務費収入	0
2 事業費用	0
①土地売却原価	0
3 管理費	182
①人件費	60
②事務局費	122
4 事業外収益	1
①利息収入	1
②雑収入	0
<u>当期純利益</u>	<u>△ 181</u>

平成26年度 小松島市土地開発公社予定貸借対照表

平成27年3月31日

(単位:千円)

資産の部

1 流動資産

①現金預金	-----	2, 439
②未収金	-----	0
流動資産合計	-----	2, 439

2 事業資産

1 先行取得用地

①買収土地	-----	0
②造成土地	-----	19, 490
③調査	-----	0
④代行用地	-----	80, 000

2 建設工事勘定

①土地費	-----	0
------	-------	---

事業資産合計

----- 99, 490

3 固定資産

1 基本資産

①基本資産	-----	10, 890
-------	-------	---------

2 有形固定資産

①工具器具備品	-----	0
---------	-------	---

工具器具備品

減価償却引当金	-----	0
---------	-------	---

固定資産合計

----- 10, 890

資産合計 ----- 112, 819

(単位：千円)

負債の部

4 流動負債

①一時借入金	15,000
②前受金	0
流動負債合計	15,000

5 固定負債

①銀行借入金	80,000
固定負債合計	80,000

負債合計

95,000

資本の部

6 基本財産

①基本財産	10,890
基本財産合計	10,890

7 準備金

①当年度末準備金	6,929
前期繰越準備金	7,110
当年度繰越準備金	0
当期純利益	△181
準備金合計	6,929

資本合計

17,819

負債・資本合計

112,819

平成26年度 小松島市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

受入資金		支払資金	
区分	金額	区分	金額
土地売却収入	0	土地取得費	80,000
事務費収入	0	一般管理費	182
借入金	80,000	借入金償還金	0
繰越金	2,620	一時借入金返済金	30,000
事業外収入	1	予備費	2,439
一時借入金	30,000		
合計	112,621	合計	112,621